

通勤手当、 旅費の非課税

□通勤手当の非課税

所得税法では、給与所得者で通勤する者がその通勤に必要な交通機関の利用または交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして、通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分は、非課税としています。

そして、交通機関または有料道路を利用している者の通勤手当については、合理的な運賃等の額（最高限度は月額10万円）が非課税となります。

□合理的な運賃等の額

合理的な運賃等の額とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃または料金の額をいい、この中には、新幹線通勤の特急料金も含まれますが、グリーン料金については、非課税となりません。

□旅費の非課税

所得税法では、給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは、転任に伴う転居のための旅行をした場合等に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるものについては、非課税としています。

□通常必要であるかどうかの判断

その旅費が通常必要であるかどうかについては、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされるかどうか判断することになります。

その際、①その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか、②その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らし



○拘留中の被告人は保釈金を払うことによって保釈されます。但し、死刑などに当たる罪を犯した者、証拠を隠滅する疑いのある者、氏名や住所が分からない者は保釈は認められません。保釈金の額は金持ちや重大犯罪になるにつれて高くなり、逃亡した場合などには没収されます。保釈金は裁判所が保管し、判決が確定すれば、有罪でも被告人に全額返還されます。



て相当と認められるものであるかどうか、を勘案することとしています。

なお、旅費については、その旅行に通常必要とされるかどうかポイントとなり、通勤手当のように金額による上限額は定められていません。

□非常勤役員の出社交通費

たとえば、大阪に住んでいる非常勤取締役が東京で行われる取締役会に出席するために要する交通費については、その交通費が、通勤手当としての取扱になるのか、旅費としての取扱になるのかがポイントになります。所得税法では、会社その他の団体の役員、顧問、相談役または参与などで、常には出勤を要しないものに対し、その勤務する場所に出勤するために行う旅行に必要な運賃、宿泊料等の支出に充てるものとして支給される金品で、社会通念上合理的な理由があると認められる場合に支給されるものについては、旅費の非課税規定に準じて課税しなくて差し支えないとされています。

したがって、通常必要な旅費に該当するものであれば所得税は非課税として取り扱われることとなります。通勤手当としての取扱ではありませんので、月額10万円の上限規定は適用されません。